

事 務 連 絡  
平成29年2月24日

各都道府県トラック協会  
専 務 理 事 殿

公益社団法人全日本トラック協会  
常務理事 永 嶋 功

## 自動車識別シールの追加印刷対応について（要請）

平素は当協会の業務運営に種々ご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、全ト協では、準中型免許制度創設に伴い、自動車の種類が細分化されることで無免許運転を誘発する懸念があることから、会員事業者の管理している自動車の種類が識別しやすいシールを貼付（任意）していただけるよう3月1日発行の「広報とらっく」に同封して会員事業者に配布することとしております。

これは、先般の道交法改正で、車両の区分が外観からでは見分けにくい「準中型車」（平成29年3月12日以降、現普通免許は「5t限定準中型免許」が適用されることとなります。）、「中型車」（平成19年6月2日以降は旧普通免許で「8t限定中型免許」となっています。）となることから、「準中型車」と「中型車」それぞれの車両区分をシールを用いて見分け方を容易にしようとするものです。

なお、この自動車識別シールが会員事業者に「広報とらっく」とともに配布された後、追加のシールを入手したい等の問い合わせがあった場合には、日本貨物運送協同組合連合会において本自動車識別シールの種類を以下のように準備し、頒布できるよう体制を整備しておりますので、直接、日本貨物運送協同組合連合会にお問い合わせいただきますよう、関係者へのご案内方よろしくお願い致します。

- Aタイプ「準中型車」（車両総重量3.5t以上～5t未満）
- Bタイプ「準中型車」（車両総重量5t以上～7.5t未満）
- Cタイプ「中型車」（車両総重量7.5t以上～8t未満）
- Dタイプ「中型車」（車両総重量8t以上～11t未満）
- 標準タイプ（平成29年3月1日付け「広報とらっく」同封シート：四種類入り）

### 【日本貨物運送協同組合連合会：問い合わせ先】

日本貨物運送協同組合連合会 事業部

電話番号：03—3355—2035（直通）

ホームページ：<http://www.nikka-net.or.jp>

A



B



C



※フロントガラス、運転者席・助手席窓ガラスには貼付できません。

D

